

薬食審査発0919第2号

平成25年9月19日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局審査管理課長



希少疾病用医療機器の指定の取消しについて

薬事法（昭和35年法律第145号）第77条の2の4の規定に基づき試験研究等の中止届が提出された下記の希少疾病用医療機器について、同法第77条の2の5第1項の規定に基づき、下記のように希少疾病用医療機器の指定を取消したので通知します。

記

指定番号	(20機)第16号
医療機器の名称	PDT半導体レーザー
予定される使用目的、 効能又は効果	本医療機器は、光感受性物質タラポルフィンナトリウム製剤とともに使用し、悪性神経膠腫の治療に用いる。
申請者の氏名又は名称	パナソニック ヘルスケア株式会社

